入院時食事療養費について

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を、
適時（朝食：午前8時00分、昼食：午後0時、夕食：午後6時）、適温で提供しております。

入院時食事療養費の標準負担額について（１食につき）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（１食当たり）	
一般（下記以外）	一般（下記以外）	510円	
		（例外）指定難病患者・小児慢性特定疾患児童等	300円
低所得者 （住民税非課税）	低所得者Ⅱ（※1）	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円
該当なし	低所得者Ⅰ（※2）	110円	

※1　低所得者Ⅱ　：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者
※2　低所得者Ⅰ　：世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは老齢福祉年金受給権者

銚子市立病院　病院長